

最終更新日：2009年12月9日

株式会社エス・ディー・エス バイオテック

代表取締役社長 白井 孝

問合せ先：経営企画室 小松原 憲一 TEL:03-5825-5511

証券コード:4952

<http://www.sdsbio.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守及び資産の保全といういわゆる内部統制の目的を確保し、企業の健全性、企業価値の持続的な向上により社会に貢献するために、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題と認識し、適切な経営活動を推進する体制の確立に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
エムエイチキャピタルパートナーズツールピー	4,531,500	58.10
昭和電工株式会社	1,132,400	14.52
大塚化学株式会社	200,000	2.56
株式会社みずほ銀行	165,000	2.12
日本農薬株式会社	165,000	2.12
フマキラー株式会社	165,000	2.12
丸善薬品産業株式会社	165,000	2.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	107,100	1.37
みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合	85,000	1.08
エス・ディー・エスバイオテック従業員持株会	82,600	1.05

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期

12月

業種	化学
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

筆頭株主である、エムエイチキャピタルパートナーズツールピー(以下、ファンド)は当社の株式の過半数を保有しておりますが、その事業目的は投資回収であり、当社と人的関係、取引上の関係はございません。また、同ファンドの運営会社である、みずほキャピタルパートナーズ株式会社(常任代理人)と当社の間においても、資本・人的・事業関係はなく、同ファンドは当社の親会社には該当いたしません。尚、同ファンドの運用期限は平成25年(場合によっては平成27年までの延長可能)までとなっており、それまでに当社の支配株主ではなくなりますが、今後においても当社が同ファンドと取引を行う予定はございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
前田 肇	他の会社の出身者									○
高松 久雄	他の会社の出身者			○						○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
前田 肇	——	長年銀行及びメーカーの経営者としての経験を有しているため
高松 久雄	昭和電工株式会社の社員	執行役員としての経験を有し、経営並びに技術的な知識が豊富であるため

その他社外取締役の主な活動に関する事項

両社外取締役は、2008年12月期開催の取締役会(計16回)の全てに出席しております。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査の効率性と有効性を高めるために、監査役(または監査役会)と会計監査人との間で連携を図り、相互に意見交換を行い、情報の共有に努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は毎月の監査室定例会議へのオブザーバー参加により、内部監査報告内容等についての意見交換と認識の確認を行っております。また、財務報告に係わる内部統制に関しても、その進捗状況等の意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
石川 博一	弁護士				○					○
平井 謙司	他の会社の出身者			○						○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
石川 博一	——	現在弁護士を務めており、他社の非常勤監査役でもあり、法律の知識、監査役としての経験を有しているため

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
平井 謙司	昭和電工株式会社の社員	現在、昭和電工株式会社の経理室に籍を置き、同室マネージャーとして会社会計全般について専門的な知識を有しているため

その他社外監査役の主な活動に関する事項

両社外監査役は2009年3月の就任以降開催の全監査役会(計9回)に出席しております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

全社業績と個別実行課題の評価(Management by objectives)システムによっております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成20年12月期において取締役に支払った報酬は42,354千円、監査役に支払った報酬は14,464千円となっております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

事務局として管理部が、社外取締役及び社外監査役に対し、会議資料の事前配布、議事録の配布等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社の基本的な経営管理組織としては、取締役会、監査役会、経営会議があります。

また、執行役員制度を導入しており、経営と執行の分離を明確にし、取締役会等の各審議決定機関及び各職位の分掌、権限を規則に定め、会社の経営に関する意思決定及び執行を効率的かつ適正に行っております。

イ. 取締役会は6名の取締役(うち2名は社外取締役)で構成されております。取締役会は毎月1回開催する定例の取締役会に加え、必要に応じて、臨時または電磁的な方式での取締役会を開催しております。取締役会は、取締役会規則に基づき、当社の経営上の重要事項に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務執行について監督を行っております。なお、平成17年4月より、経営環境の変化に迅速に対応する体制とするため、また取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を1年としております。

ロ. 監査役会は3名の監査役(うち2名は社外監査役)で構成されております。監査役会は毎月1回開催する定例の監査役会に加え、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。監査役会は、取締役会や社内の重要な会議への出席や業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の業務執行を監査しております。

ハ. 経営会議は常勤取締役、常勤監査役、執行役員並びに社長の指名のあった者で構成されております。開催は、原則毎月2回としております。経営会議は、会社の重要事項についての報告、審議、承認及び決定を行っております。なお、審議事項のうち規則に定められた重要事項については、取締役会の決議を経て執行されております。

ニ. この他に、社内には内部統制委員会、レスポンシブルケア委員会(以下、「RC委員会」とよびます。)、製品安全審査会といった会議体があり、その審査事項のうち重要事項については、取締役会に、上程または報告されることとなっております。内部統制委員会は、内部統制に関する社内の機能を横断的にかつ有効に統合し、業務執行の質の向上を目的とし、リスク管理、内部統制(会社法、金融商品取引法)に関する審議機関です。RC委員会は、安全及び健康の確保、地域環境を含む全地球的な環境保護、化学物質の安全管理を目的とし、これらの確保のために総合的施策・基本計画の検討、意見具申並びに総合的推進に関する機関です。製品安全審査会は、製品安全を確保するために、新規製品、製造方法変更、製剤処方変更に関する審査機関です。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	平成 21 年 3 月 26 日開催の第 41 回定時株主総会より、株主の理解促進を図るために、総会資料のビジュアル化を実施いたしました。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	年 1 回を目途に、直近では平成 21 年 10 月 15 日に会社説明会を実施しております。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	本決算並びに中間決算発表後に、定期的説明会を実施しております。直近では、平成 21 年 2 月 12 日に平成 20 年 12 月期決算説明会を、平成 21 年 8 月 10 日に平成 21 年 12 月期第 2 四半期決算説明会を実施したほか、平成 21 年 7 月 2 日には合同会社説明会を実施しております。
IR 資料のホームページ掲載	あり	自社ホームページに IR サイトを設けており、決算情報・その他の適時開示資料や有価証券報告書等のほか、決算説明会・会社説明会で使用した資料を掲載しております。
IR に関する部署（担当者）の設置	—	担当部署：経営企画室、担当役員：高橋 順一、事務連絡責任者：小松原 憲一

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダー	当社はその経営理念に、「有用動植物保護と防疫を目的に、研究開発を行い、安全で有用な製商品を提供し、地球環境保護と豊かな社会作りへの貢献を通じて、企業価値を高め、全てのステークホルダ

の立場の尊重につ
いて規定

一の期待と信頼に応えられるよう事業活動を進めます。」と定めております。

Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のように決議しております。この方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 「経営理念・企業行動規範(詳細は、企業行動指針)」を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動を取るための主たる行動規範とする。

(2) 上記の「企業行動規範(詳細は、企業行動指針)」に加え、「コンプライアンス基本規程」を作成し、法令・定款遵守(適合)の体制確保の指針とする。

(3) 代表取締役の直轄部門として監査室を置き、同室が内部監査を行うこととする。

監査室は、業務監査においてコンプライアンスの状況の監査を重要監査項目と位置づけ、監査結果については、定期的に取り締役会、監査役会に報告するものとする。

(4) 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットライン(企業倫理相談窓口)を運営する。

(5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体と緊密に連携し、全社を挙げて反社会的勢力の排除のための社内体制の整備を推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体(文書等)に記録し、「資料管理規程」に基づき適切に保存・管理する。

(2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 上記の文書等の保管の期間は、法令に別段の定めのない限り、「資料管理規程」に定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理の指針として「リスク管理規程」を策定する。同規程に添ってそれぞれの対応部署にて必要に応じて規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布を行う。

(2) 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合には代表取締役社長から全部門に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(3) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、代表取締役及び業務執行取締役、執行役員は速やかに取締役会に報告する。

(4) 内部統制に関連する社内の機能を横断的にかつ有効に統合し、業務執行の質の向上を目的として、代表取締役の直轄部門として、内部統制委員会を設置する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、毎月 1 回開催する定例の取締役会に加え、必要に応じて臨時または電磁的な方式で開催する。
- (2) 執行役員等によって構成される経営会議を設置し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営会議は原則毎月 2 回開催する。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行は、「業務分掌細則」及び「職務権限細則」に従い行う。
- (4) 各部門の目標値を中期計画及び年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行う。

5. 当社並びに当社親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ企業全てに適用する行動指針として、当社の「経営理念・企業行動規範(詳細は、企業行動指針)」をグループ企業行動指針とし、「関係会社管理規程」によって管理する。
- (2) グループ全体に影響を及ぼす重要事項については取締役会議を経なければならないものとする。
- (3) 1. (3) で規定する業務監査は、グループ全体を対象として行う。
- (4) 1. (4) で規定するホットライン(企業倫理相談窓口)は、グループ全体を対象とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項

代表取締役は、監査役会が必要であると認めるときは協議し、補助使用人を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の人事異動については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。

- (1) 取締役は以下の事項につき速やかに監査役会に報告する。

イ. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

ロ. 役職員が法令もしくは定款に違反している行為をし、またはこれらの行為をする恐れがあると考えられる場合にはその旨

ハ. 企業倫理相談窓口制度の通報状況及び内容

- (2) 使用人は、前項イ. またはロ. に規定する事実があったことを知ったときは、速やかに企業倫理窓口に通報する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役その他取締役は、監査活動の実効性を高めるために、監査役と平素より意思疎通および情報の交換を図り、監査環境の整備に努めるものとする。

- (2) 監査室及び会計監査人は、内部監査結果の報告や定期的な会合により、随時監査役との連携を図る。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

平成 19 年 6 月公表の犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に照らし、当社における対応及び運用状況を説明致します。

1. 本指針の当社における位置付け

本指針には法的拘束力がありませんが、当社としては、社長をはじめ全役員が、「反社会的勢力による被害を防止すること」は極めて重要な課題と認識しており、本指針に沿って体制を構築、運用しています。具体的には、「企業行動規範」及び「企業行動指針」において明文化するとともに、社内会議、部内研修等を通じて、全従業員に周知徹底し、全従業員より「宣誓書」を提出させております。別途、「コンプライアンス基本規程」においても、反社会的勢力関連について従業員に対して報告義務等を規定しております。

2. 反社会的勢力との関係遮断を社内規則等に明文化

内部統制の観点からコンプライアンス・リスク要因等を扱う会議体として内部統制委員会を設置し、反社会的勢力対応部署は管理部とし、「反社会的勢力調査マニュアル」を整備しています。取引先等の属性審査は、当マニュアルに基づき「取引先チェックリスト」等を活用して行っています。尚、平成 20 年 7 月には、販売先、仕入先、製造委託先、業務委託先等の全取引先の属性調査を一斉に実施しております。

3. 不当要求の二つの類型(接近型と攻撃型)への対応

反社会的勢力による不当要求の手口として、「接近型」と「攻撃型」の 2 種類があり、それぞれにおける対策は次のとおりです。

(1) 接近型(反社会的勢力が、機関誌の購読要求、物品の購入要求、寄付金や賛助金の要求、下請け契約の要求を行うなど、「一方的なお願い」あるいは「勧誘」という形で近づいてくるもの)

契約自由の原則に基づき、「当社としてはお断り申し上げます」「申し訳ありませんが、お断り申し上げます」等と理由を付けずに断ることとしており、「役員行動基準マニュアル」等により従業員に周知徹底を図っております。

(2) 攻撃型(反社会的勢力が、企業のミスや役員のスキャンダルを攻撃材料として公開質問状を出したり、街宣車による街宣活動をしたりして金銭を要求する場合や、商品の欠陥や従業員の対応の悪さを材料としてクレームをつけ、金銭を要求する場合)

「反社会的勢力調査マニュアル」に基づき、反社会的勢力調査部署である管理部が、必要に応じて警察や顧問弁護士等の専門家に相談した上、適切に対応することとしております。仮に、反社会的勢力の指摘が虚偽であると判明した場合には、その旨を理由として不当要求を拒絶します。また、仮に真実であると判明した場合でも、不当要求自体は拒絶し、不祥事案の問題については、別途、当該事実関係の適切な開示や再発防止策の徹底等により対応いたします。

4. 反社会的勢力との一切の関係遮断

反社会的勢力による被害を防止するためには、反社会的勢力であると完全に判明した段階のみならず、「反社会的勢力調査マニュアル」に基づく取引先の属性調査等により、その疑いが特に強く認められた段階においても、関係遮断を図る方針です。

5. 契約書及び取引約款における暴力団排除条項の挿入

「反社会的勢力調査マニュアル」の第 8 条(排除条項の導入)のとおり、「反社会的勢力が取引先となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書等に反社会的勢力の排除条項を導入するよう努める」としております。

6. 不実の告知に着目した契約解除

前項の暴力団排除条項の導入と組み合わせて対応する方針です。

7. 反社会的勢力による株式取得への対応

「反社会的勢力調査マニュアル」、「取引先チェックリスト」を準用して、株主についても可能な限り属性調査を行うことで、状況の把握に努めることとしています。

8. 反社会的勢力の情報を集約したデータベースの構築

当社において発生したあるいは未然に防止した経験を蓄積していくことに加えて、今後、業界団体が反社会的勢力に関する情報データベースを構築する場合などには積極的に参加していく意向です。

9. 警察署や暴力団追放運動推進センターとの緊密な関係

既に、つくば研究所地区においては茨城県企業防衛対策協議会、本社地区においては久松地区特殊暴力防止協議会に入会しております。また、暴力団追放運動推進センターが提供している資料や説明をヒアリングし、不当要求に対する対応要領等を把握し、それらの内容については、社内研修等を通じて役職員に周知することとしております。

10. 警察からの暴力団情報の提供

当社では、不当要求防止責任者を選任して警察署に提出しており、暴力団情報については警察とも連携できる体制が構築されております。

11. 個人情報保護法に則した反社会的勢力の情報の保有と共有

当社において、反社会的勢力の情報のみならず、業務等により取得した個人情報については、「個人情報管理規程」等に基づいて、個人情報保護法に則した対応をしております。

12. 反社会的勢力との関係遮断の内部統制システムにおける位置付け

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の中に、法令遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力との関係遮断を明記しております。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料：模式図 】

